

防災拠点自動車駐車場の指定について

1 要旨・目的

災害時において、広域的な災害応急対策を迅速に実施するための拠点を確保することが重要であることを踏まえ、地域防災計画等に位置づけられた「道の駅」などの自動車駐車場について、令和4年3月25日付けで国土交通大臣が県内10箇所を「防災拠点自動車駐車場」として指定したので報告する。

2 現状・背景

令和3年3月に道路法等が改正され、広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」や、高速道路のサービスエリア・パーキングエリアの自動車駐車場について、国が防災拠点自動車駐車場として指定する制度が創設された。これにより、災害時において、道路管理者が防災拠点としての利用以外を禁止・制限すること等が可能となる。

3 概要

(1) 対象者

—

(2) 内容

ア 道路管理者としての取組

- ・災害時に防災拠点としての利用以外を禁止・制限
- ・防災に資する施設の占用基準の緩和
- ・災害応急対策施設管理協定制度（災害時に隣接する道路区域外駐車場等を一体管理）

イ 指定された施設

- ・NEXCO西日本管理…山陽道 福山SA（上り線）等，4箇所
- ・国管理（直轄一体型道の駅）…道の駅たけはら（竹原市）等，5箇所
- ・県管理（地方一体型道の駅）…道の駅舞ロードIC千代田，1箇所

ウ 指定条件

項目	具体的な目安
規模	2,500㎡以上の駐車場
接する道路の構造	2車線以上の道路
接する道路の交通状況	緊急輸送道路に指定
その他	・地域防災計画（県または市町）への位置づけ ・耐震化，無停電化，飲料水・通信の確保，BCPの策定

(3) スケジュール

令和4年3月25日 国土交通大臣が指定

(4) 予算

—

(5) 今後の対応

県管理分については、地域振興施設等の所有者である北広島町と、災害時に一体的に活用するための協定を締結する。

4 その他（関連情報等）

国土交通省HP： https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001545.html

防災拠点自動車駐車場 指定箇所図【中国ブロック】

●	SA・PAの自動車駐車場
●	道の駅の自動車駐車場
—	高速道路
—	一般国道等

広島県内は10箇所

